官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六〇）　一
〔法規的告示〕
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（経済産業一二一）　五
〔その他告示〕
○和倉港における高度港湾工事を国土交通大臣が代行する件（国土交通八一五）　九
○和倉港における港湾管理者の権限の代行を国土交通大臣が開始する件（同八一六）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和六年度・事業年度決算（裁判所共済組合・独立行政法人国際交流基金）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター令和六事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、企業年金基金変更、税理士登録者、弁理士登録関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　五二

省　令

○経済産業省令第六十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハの規定に基づき、輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
一～五　（略）	一～五　（略）
六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	六　自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合
七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（削る）
八　自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（削る）
九　自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（削る）
十　自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（削る）
十一　自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	（削る）
十二～二十　（略）	七～十五　（略）

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。